主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人山本正男の提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事長尾喜三郎の提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用し、これに対して、当裁判所は、次のとおり判断する。

所論は要するに、被告人らが販売した本件高麗人蔘茶(以下本品と略称することがある)は厚生省より食品として輸入の許可を受けたものであり、販売に当つても、一般に病気になるのは血が汚れているからであるが、本品は薬による副作用はなく長期に飲用すれば血の汚れを取り健康に良い等と述べた程度であり、仮に具体的な薬効を演述したとしても、その成分、形状、包装、使用目的、効能、効果、用法用量等とも併せ考えた場合本品は薬事法上の医薬品には当らないと解せられるのに、原判決は本品がこれに該当し、被告人らの行為はその無許可販売であつて同法二四条一項に違反するとしたのは重大な事実誤認であり、ひいて法令の解釈適用を誤つたものである、というのである。

原審公判廷における薬効を演述したことはない旨の供述記載は到底採用できない。 そこで本件高麗人蔘茶が薬事法にいう医薬品に該当するか否かについて審按する と、原審における証人Dの公判調書中の供述記載、当審における証人Eの公判廷の 供述、司法警察員作成の捜査報告書添付の昭和四六年六月一日付厚生省薬務局長の 「無承認無許可の医薬品の指導取締について」と題する通達写を参考に考察する 薬事法は、医薬品、医薬部外品等が国民の保健衛生の維持、向上ないしは増進 に深く関わるところから、これらの製造、販売、品質、管理、表示、広告等の諸事 項を適正に規制し、もつて国民の生命、身体に対する危害の発生を未然に防止し 国民の健康な生活の確保に資することを目的とするものであり、その医薬品の定義としては薬事法二条一項に一ないし三号に掲げる物として規定されているところ、法令の解釈については立法の趣旨、目的に照し、一般通常人の理解において合理的な判断がなさるべきであるから、この見地から、或る物が同法二条一項二号にいう人又は動物の疾病の診断、治療、又は予防に使用されることが目的とされている物 人又は動物の疾病の診断、治療、又は予防に使用されることが目的とされている物 に当るかどうかを検討すると、医学的知識に乏しい一般人においてはその物の内容 を識別して薬理作用の有無を判断することは不可能であり、専らその外観、形状、 説明によつてそれを判断するの外はないから、若し右の使用目的の物が何らの規制 記明によっててれて刊聞するのがではないから、石しには、 もなくほしいまとに製造、販売、授与がなされるときはこれを不相当に使用、服用 等することによって国民の多数の者に正しい医療を受ける機会を失わせ、その疾病 を悪化させて生命身体に危害を生じさせる虞れがあるから、前記のように、これら の危害を未然に防止することを立法趣〈要旨第一〉旨とする薬事法のもとでは、何ら かの薬理作用を有するものについてはもとより、その物が薬理作用上効果の</要旨 第一>ないものであつても、薬効があると標榜することによる場合も含めて、客観的 にそれが人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としてい ると認められる限り薬事法第二条一項二号にいう医薬品に該当し、同法の規制の対象となると解するのが相当であり、従つてその物の成分、形状(剤型、容器、包 装、意匠等)、名称、その物に表示された使用目的、効能効果、用法用量、販売の 際の演述等を総合的に判断し、一般通常人の理解において、一見して食品と認識さ れる果物野菜魚介類等の場合を除き、その物が前記目的に使用されるものと認識さ れ、あるいは薬効があると標榜された場合は、医薬品として薬事法の規制の対象に なると解すべきである。

〈要旨第二〉そこで本件について見ると、本件高麗人蔘茶は、高麗人蔘茶と表示し

よつて刑訴法三九六条により、本件各控訴を棄却することとし、主文のとおり判 決する。

(裁判長裁判官 小松正富 裁判官 千葉和郎 裁判官 鈴木勝利)